

国内における播種用アサ種子の確保・供給はどうするの？ 解説 Q&A

Q1 現行の大麻取締法では、アサ種子は合法ですか、違法ですか？

A1 現行の大麻取締法第1条では、花と葉が違法、種子と茎が合法という植物の部位による規制（部位規制）となっています。マリファナの主成分である THC は花と葉に多く、種子や茎にはほとんど含まれていません。そのため、アサ種子（麻の実、ヘンプシード）は、食用、鳥の餌、漢方生薬のマシニン（麻子仁）として流通しています。発芽能力のある種子を栽培に必要な器具などとともに無許可で所持していれば、栽培予備罪（大麻取締法第24条の4）に問われます。

Q2 国内で流通しているアサ種子は、タネとして使えますか？

A2 食用として流通しているアサ種子のほとんどは輸入品です。海外からアサ種子を輸入する場合、外国為替及び外国貿易法の輸入貿易管理令に基づく輸入公表により、すべて加熱等による不発芽処理が必要です。したがって、これらのアサ種子は発芽しないのでタネとして使うことはできません。

Q3 国内では、播種用のアサ種子をどうやって入手するのですか？

A3 既存のアサ栽培農家を除き、播種用のアサ種子を新規に入手することはほとんど不可能です。栃木県では、県が育成した低 THC 品種「とちぎしろ」の種子を栽培農家に提供していますが、県外への種子の提供や持ち出しを禁止しています。また、一部の県では、県外の大麻栽培者または栽培者免許申請者に対して、種子や種子の分譲確約書の提供を認めています。ほとんどの県では種子の分譲が制限されています。

Q4 アサ種子の国際的な流通はどうなっていますか？

A4 食用・飼料用の種子と播種用の種子は、別々の HS コード（注）を割り当てられており、それによって、輸出入が行われています。日本には、そもそも播種用のアサ種子の HS コードがありません。

表1 アサ種子の HS コード

国・地域	食用・飼料用のアサ種子	播種用のアサ種子
EU(27 各国)	Hemp seeds other than for sowing 1207.99.91	Hemp seeds for planting/sowing 1207.99.20
英国	Hemp seeds 1207.99.1010	Hemp seeds -For sowing 1207.99.1500
カナダ	Hemp seed -Other 1207.99.00.19	Hemp seed -For sowing 1207.99.00.11
米国	Hemp seeds 1207.99.0320	コード指定なし 他の農作物の種子と同様に輸入可能
日本	大麻の実 1207.99.010	コード指定なし

注) HS コードとは、国際貿易商品の名称および分類を世界的に統一する目的のために作られたコード番号であり、貨物を輸出入する際の品目分類に用いる輸出入統計品目番号のことです。

大麻取締法の改正時に輸入公表を改正した上で、我が国も諸外国と同様に播種用のアサ種子の HS コード番号を設定すれば、海外の優れた品種の輸入が可能となります。

Q5 大麻の規制が、植物の部位による規制から THC による成分規制に移行すれば、品種はどうなりますか？

A5 植物の新品種の保護に関する国際条約である「UPOV 条約」のガイドラインでは、大麻品種はサティバ種（ヘンプ）とインディカ種（マリファナ）の二つに区別されています。米国では、THC 濃度 0.3% 以下の大麻品種をヘンプ、THC 濃度 0.3% を超える大麻品種をマリファナと法的に定義しています。日本においても THC 基準値以下の大麻品種の種子をアサ種子として播種用の HS コードを定めれば、他の農作物の種子と同様に海外の優れた品種を輸入して国内で栽培できるようになります。

Q6 これからのアサ種子の生産・流通管理はどうあるべきですか？

A6 国内外の事例を踏まえると、アサ種子の生産・流通管理方式は、登録品種方式と農場検査方式の 2 つが想定されます。詳しくは、下記の北海道ヘンプ協会案を参考にしてください。

表 2 大麻取締法の改正後に想定されるアサ種子の生産・流通管理方式(北海道ヘンプ協会案)

管理方式	THC 管理の主体	品種の種類	品種登録	THC 検査の実施時期	農家による種子の増殖と分譲	事 例
登録品種方式(A)	国内種苗業者・研究機関等	国内育成種	あり(国内)	育成・増殖時	否 否	栃木県
登録品種方式(B)	輸入業者/海外種苗業者・研究機関等	海外品種	あり(海外/国内)	育成・増殖時(海外)	否 否	カナダ
農場検査方式(C)	国内検査機関	自家採種の在来種等	なし	生産物の収穫前	可 可	米国各州

登録品種方式 (A) は、国内の種苗会社又は農業試験場等が、登録品種又はそれに準じた品種の種子を増殖しアサ農家に配布します。そのアサ種子を使ったアサ農家の生産物は、サンプリング検査(THC 検査)を必要としません。登録品種方式 (B) は、海外の登録品種を種苗会社から購入して、アサ農家が栽培した場合、その品種の生産物はサンプリング検査を必要としません。

農場検査方式 (C) は、登録品種ではないアサ種子を栽培した場合、サンプリング検査を収穫前に実施し、THC 制限値以下であることが確認された生産物のみが市場流通します。

なお、登録品種方式 (A,B) の場合は、農家による自家採種と他の農家への分譲は禁止とし、毎年、指定業者等からの購入とします。

農場検査方式 (C) の場合は、自家採種とその種子の分譲は一定の条件のもとで可能とします。

Q7 登録品種とは何ですか？

A7 各国の種苗関係の法律に基づいて登録された品種のことです。

日本の栃木県で栽培されている「とちぎしろ」は、種苗法による登録品種でしたが、1983 年に登録された後、25 年の育成者権存続期間が切れましたので、今現在は登録されていない一般品種です。欧州では EU 共通農業植物品種カタログによって、アサは、2022 年 4 月末で 79 品種が登録されています。カナダでは、2022 年に 74 品種が登録されています。

米国は一部の州で、推奨品種として指定されていますが、全米規模では登録品種について制度化されていません。品種の起源が不確かなことを想定して、生産物の収穫前に THC 検査が義務付けられています。

Q8 海外の農場における THC 検査はどのようにしていますか？

A8 例えば、米国では、次のように検査方法を定めています。

- ① アサ農家は、THC 検査のサンプリング代行者によるサンプル採取後、30 日以内に収穫しなければなりません。
- ② サンプリングは、頂部から 5～8 インチ（12.7～20.32 cm）で切断しなければなりません。
- ③ サンプル採取数は、ガイドラインで定めています。同じ品種であれば、1 エーカー（0.4ha）につき 1 サンプル、10 エーカー（4.0ha）につき 10 サンプル、100 エーカー（40ha）につき 76 サンプルと細かく指定されています。

Q9 圃場検査の結果、THC が制限値以上になった場合はどうなりますか？

A9 米国では、「許容可能なヘンプの THC 濃度」を 1.0%と定め、これを超えた過失を 3 回すると、5 年間の免許はく奪となります。

1.0%を超えたものは、畑で「処分」となります。ただし、再検査で OK なものは、「修復」の措置となり、商業流通可能となります。例えば、花や葉は、販売できなくても、種子や茎は販売可能となります。

Q10 米国の THC 検査について具体的に教えてくださいませんか？

A10 下記の米国農務省農業マーケティングサービス局の文書を参照してください。

北海道ヘンプ協会ですべて翻訳し、一部はホームページで公開しています。和訳版の提供を希望される方は、下記の事務局までお問合せください。

hokkaido.hemp.net@gmail.com

- ・ヘンプ生産プログラム（最終規則）2021 年 3 月 22 日発効（96 頁）

[米国ヘンプ農業法最終規則（翻訳版 全 96 頁）](#)

[米国ヘンプ農業法最終規則 解説 Q&A](#)

- ・ヘンプのサンプリングガイドライン 2019 年 1 月 15 日
- ・ヘンプの栽培施設の修復および処分ガイドライン 2021 年 1 月 15 日
- ・検査機関の検査ガイドライン 2021 年 1 月 15 日
- ・AOAC International 標準メソッド性能要件（SMPR 2019.003）
ヘンプ（低 THC 大麻草品種）の植物材料中のカンナビノイド定量化のための標準試験法の性能要件
- ・米国農務省播種用ヘンプ種子の輸入 2019 年 4 月 18 日通知